平成２５年（フ）第４５１号
静岡県藤枝市瀬古２丁目21番２―105号　県営瀬古団地２棟
債務者　桑原かよ子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５９号
北海道帯広市西18条南２丁目９番地39　デューセンバーグ1823号
債務者　吉田　成克
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
沖縄県うるま市字田場254番地　新城アパート302
債務者　中村　尋子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４５６号
静岡県湖西市鷲津2145番地の１　富士見ハイツ103
債務者　外西　大司
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
愛知県豊川市豊川町伊呂通13番地の３
債務者　大井あやめ
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月25日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８０号
愛知県豊橋市東脇１丁目16番地８　501
債務者　川瀬　大樹
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８１号
愛知県豊橋市東脇４丁目５―５　中山俊也方、住民票上の住所愛知県豊橋市東脇３丁目15番地の３
債務者　榊原　　正
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８２号
愛知県豊橋市東脇４丁目５―５　中山俊也方、住民票上の住所愛知県豊橋市東脇３丁目15番地の３
債務者　榊原　利枝
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４３２号
川崎市中原区木月４丁目26番28号　入船ビル２―Ｂ
債務者　山下　安忠
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
岐阜県高山市片野町３丁目67番地
債務者　砂田喜代子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月９日午後４時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第４０２号
岡山市北区神田町１丁目11―17シンプル４202号、住民票上の住所京都府宇治市五ケ庄梅林60番地の２サンハイム笹野105号
債務者　山木　慈子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０３号
岡山市中区平井２丁目2398番地
債務者　杉本　真紀
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０９号
岡山県瀬戸内市邑久町下山田2394―６　井窪方、住民票上の住所岡山市東区金岡東町１丁目16番24号
債務者　光岡　　歩
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３９号
岡山県倉敷市児島赤崎３丁目９番46号
債務者　榎本　浩司
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５０号
岡山市南区藤田424番地14
債務者　中村千登世
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部